

## 第4回岐阜地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成16年11月30日(火)午後1時30分
- 2 開催場所 岐阜地方裁判所大会議室
- 3 出席委員 梅本美奈子委員, 杉山雅委員, 鈴木雅雄委員, 土屋哲夫委員, 中井猛委員, 羽渕清司委員, 三輪聖子委員, 村越美樹子委員, 六川今日子委員(五十音順)

### 4 議事内容

#### (1) 第3回委員会で提示された意見に対する裁判所側からの説明・回答

ア 「最高裁作成の広報テーマについて, 小中学生でも理解できるわかりやすいものを作成したらどうか。」との意見について

(裁判所) 最高裁において, カラー版でイラストを多用した新しい広報テーマとすることになったことを紹介した。

イ 「小中学生でも刑事裁判の手続がわかる独自の説明ペーパーを作成したらどうか。」との意見について

(裁判所) 刑事部で小中学生でもわかるような説明ペーパーを作成し, 法廷見学者に配布することになったことを紹介した。

ウ 「教育の場での総合学習会に弁護士会が出向いていったという記事があればニュースになる。」, 「裁判員制度が学校教育の中でも取り上げられることが今後は重要となってくる。」との意見について

(裁判所) 各務原市内の中学校の授業で実施された, 裁判員制度の賛否についてのディベートに, 岐阜地裁裁判官が講師として参加した実例を紹介した。

エ 「裁判制度説明のDVDは4本の作品が繰り返し再生されているということだが, 操作スイッチがあれば, 見たい作品を見ることができるのではないか。」との意見について

(裁判所) 操作スイッチと操作説明書を整備し, 来庁者において操作できるようにしたことを紹介した。

2) 意見交換（テーマ「利用者である国民の視点から、裁判所の受付相談窓口をどのように充実させていったらよいか。」）

・裁判所の受付窓口の実情（裁判所）

「簡易裁判所は紛争解決のために利用しやすく、国民に最も近い裁判所としての役割を果たす使命があること、そのためには、相談者に対してはまず話をよく聞くようにしていること、相談時間は平均して20～30分であること、相談者に対しては、手続内容を十分に説明した上で、相談者にどの手続を利用するのか選択してもらっている」等の実情を説明した。

A委員 特定調停の手続（注1）について、簡易裁判所の窓口では、提出する資料について、どのような説明を行っているのか。

(裁判所) 岐阜簡裁では、収入については、毎月の手取があることを疎明してもらう必要があり、給与明細書を提出してもらうよう説明している。債務関係については、できるだけ手元にある資料を出してもらうよう説明している。また、生活ぶりについては、お金の出し入れを把握する必要から、1か月の家計表や預金通帳の写しを提出するよう説明している。

A委員 電話での説明も行っているのか。

(裁判所) 特定調停の制度の理解が十分でない人が多く、そういった人で窓口を訪れる人には、申立書を渡して、持ち帰って考えてもらった上、記入して窓口へ提出してもらうというケースもある。電話での問合せの場合、提出に必要な資料や手数料についても説明している。

A委員 分割弁済が難しく、自己破産（注2）するしかないような場合は、そういった説明もするのか。

(裁判所) 特定調停が難しいような場合は、破産手続の説明をすることもある。また、第1回調停の席上でも、調停委員が面談してきちっと整理して納得してもらうこともある。

A委員 特定調停の成立が難しいような場合でも、特定調停事件として受理することになるのか。

(裁判所) 相談者がきちんと説明するが、その上でどうしても特定調停を受け付けてくれということであれば、受理する。

A委員 自己破産の手続はどのように説明しているのか。

(裁判所) ひとつおり説明した後、地裁の窓口へ案内する。

A委員 少額訴訟は1回結審が原則だが、証拠が足りないというときは1回結審は難しい、そういうことまで説明するのか。

(裁判所) 書記官の事前準備の充実が大切で、第1回の審理でできるよう、まず裁判所が努力するのが肝要である。

B委員 特定調停の過程において過払いがあることが判明したとき、借金を背負っている側の人はいったことを知らないことが多いが、そういったことも、裁判所は説明するのか。

(裁判所) 特定調停はあくまでも債権者と債務者の間に立っての交渉であり、過払いのことまで交渉に載せるのは難しいケースが多いのではないかと。

委員長 最終的には、裁判所と調停委員の判断によるものであり、具体的な事件ごとに異なるものであると考えていただきたい。

C委員 岐阜簡裁の受付窓口は、さきの実情説明では3人の書記官で対応しているとのことであるが、1か月の相談件数はどれくらいか。また、3人で足りているか。

(裁判所) 特定の時間帯に受付へ相談者が集中した場合は20分くらい待ってもらってもあるが、大体は3人で足りているものと思っている。相談件数は1か月に200件以上である。

・大垣市役所市民課の受付窓口の実情（委員説明）

「市民相談窓口は常設であるが、法律相談については、相談日が決まっています。予約制をとっています。市民相談窓口については、婚姻、離婚、ドメスティックバイオレンスなどいろんな相談があり、役所内の横の連携が必要である。」等の実情を説明した。

・岐阜県消費生活センターの窓口の実情（委員説明）

「岐阜県消費生活センターには相談の受付というものはなく、直接相談窓口に来てもらって対応している。常時6人の相談員がいる。1人

の相談員が対応できるのは1日に10人程度である。相談件数は増えており、本年度は10月末で相談件数が1万件を超えている。その原因の一つが、有料サイト等による不当請求である。裁判や強制執行をちらつかせた架空請求があったという相談であり、一般市民にはこういった言葉になじみがうすいだけに、驚いて相談してくるケースである。実際に振り込んでしまった人には被害届を出すよう指示した。偽物の支払督促が送られてきたというケースもある。心当たりがなければ無視をするよう指示しているが、無視をしたことによって却って支払請求を受けたというケースもある。さらに少額訴訟を悪用するケースもある。」等の実情を説明した。

D委員 そういった不当請求は巧妙になっており、警察には厳しく取締りをしてもらいたいところである。無視すると大変なことになる場合もある。専門家に相談できるシステムの構築が必要であり、そういった情報の伝達も重要である。

A委員 消費者の被害の実態については周知・啓発していく必要がある。そうしないと消費生活センターが忙しくなるばかりである。裁判所としても、ロビーにポスターを貼るなど、裁判所に来た人にアピールできるようなことをしてもいいのではないか。

(裁判所) 行政機関が作成したポスターを貼るなど、裁判所に来た相談者に注意を呼びかける方策について、検討したい。

B委員 一般の人は身近なことで問題が生じたら、まず電話しようということで消費生活センターへの電話での相談件数が増えているのだと思う。緊急事態のとき、気軽に電話する相談先があるといいのではないか。

委員長 そういった相談先としては、現在、日本司法支援センター(注3)が立ち上げられ、準備が進んでいるところである。この組織が充実していけば、一般の相談者も便利になる。裁判所としても、今後、使いやすい充実したものとなるよう協力していきたいし、委員の方にも情報を提供していきたい。

A委員 弁護士会では無料法律相談について、1か月先からの予約を

受け付けている。有料の場合は30分で5,250円である。架空請求があったら、お金を払ってしまう前に早めに弁護士会に相談していただきたい。無料電話相談も行っている。また、ドメスティックバイオレンスについても、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで、電話していただければ対応できる態勢となっている。クレジットやサラ金の相談についても、専門の弁護士が対応している。各支部へも週1回出張して有料相談をしている。こうした中、一番困るのは、特定分野での専門の弁護士を紹介してください、という相談である。専門の弁護士の制度は現在のところはなく、窓口でそういった紹介はできないからである。また、民事事件では当番弁護士制度はないので、弁護士に急に会いたいと言われても難しい場合が多い。緊急性のある場合はなるべく対応できるように、司法アクセスの点から努力はしているところである。

C委員 取り立て詐欺のような場合、市民としては、すぐに何とかしたいという思いが強いと思う。そうした人が安心できるような態勢作りが必要だと思う。

E委員 裁判所という所は、弁護士会とか消費生活センターに比べると一番遠い存在であるような気がするが、何か起こったときは、裁判所の位置づけはこれらと違ったところにあるというなら、その立場から啓蒙していただきたい。

委員長 対立する当事者間では、裁判所は公平さを考えないといけない。

相談に来る人の話をそのまま鵜呑みにしていいのかということも考えないといけない。最終的には調停や裁判手続を経て確定するものである。裁判所では処分権主義といって、申立のないことを取り上げられない。その点が弁護士会や消費生活センターとは基本的に異なる。まさにその点が、裁判所が距離を置いていると思われるゆえんであり、窓口相談の難しさということになる。

A委員 岐阜家裁の家事相談については、家事相談室があるが、岐阜地裁の民事事件ではそういった部屋がない。プライバシー上、何か配慮をしているのか。

(裁判所) 民事の破産事件の窓口でいうと、単なる手続説明以上の話になる場合は、準備手続室など別室で相談を受ける運用をし、プライバシーについては配慮している。

委員長 裁判所としては、今後もプライバシーについては十分配慮していきたい。

F委員 一般市民という立場でいうと、この地裁委員会ができて、裁判所のハードやソフト面で、徐々にではあるが、明るくなってきた気がする。電話での対応も丁寧で、企業として見習わないといけない点もある。裁判所の接遇教育は進んでいると思う。裁判所に相談に行く人にとって、裁判所は最後の砦である。したがって、どちらかという、行きやすい、言いやすいという雰囲気の方が大切である。確かに人の目は非常に気になる。したがって、隣との境を作る、たとえば、パーティションを付ける、といったハードの部分で補強した上で、これまでの相談しやすい、入りやすい雰囲気を維持するのが原点ではないかと考える。

また、裁判所は弁護士会や司法書士会や消費生活センターと連携をとって、被害防止を訴えたPR活動やメディアを利用した啓発活動をすることも必要なのではないかと考える。

G委員 市役所でも、来庁者が行き先がわからないときは、職員が気軽に声をかけて案内するなどの配慮をしている。また相談時間も午後5時以降にずらしたりしている。裁判所もそういった配慮が必要ではないか。ただし、土曜日や日曜日に開庁しても需要は少ない。

(裁判所) (裁判所における窓口相談の特性を説明の上、他庁の例も踏まえ、岐阜地裁における受付時間の延長及び夜間受付の現実のニーズが少ないことを説明した。また、諸外国の夜間サービ

スにおいてもコストに比してニーズが少ないことを紹介し、裁判所も国民の税金で運営されていることを考えると、利用者のニーズとそれに伴うコストが見合う必要があることなどを説明した。)

A委員 土曜日や日曜日にも需要があるのではないか。弁護士でも土曜日や日曜日にも仕事をしている。お客様意識が必要で、裁判所もそういった気持ちになっていかないといけない。そろそろ、裁判所も今までの殻を破っていかないといけない。

D委員 夜間受付などをするにしても、コストというものが合わないといけない。国の財政が厳しい状況で、裁判所だけそのために予算や職員を増やすということは国民への理解の点で難しいのではないか。

A委員 裁判官の数を増やす必要がある。裁判所としても言うべきところは言っていた方がいいのではないか。

G委員 D委員の言うことはよくわかる。役所ではなかなか人は増やせない。

C委員 裁判所のホームページは字を読まないとわかりにくい。細かく読んでいかないと理解できない。Eメールを使って相談できる、そんな窓口があってもいいのではないか。そうすれば、若い人は夜間でも相談できる。

### (3) その他

A委員 どの審議会でも委員の公募制を採っている。この地裁委員会の委員も2名くらいは公募委員としてはどうか。

また、委員について組織の都合から1年で交代する委員もいる。当該委員の推薦団体での職務上の立場が変わっても、そのまま委員として続けてもらうべきではないか。

委員長 2つの意見については、本日の席上でただ今提案されたものであり、議事の時間の都合上、次回の委員会で他の委員の意見を聴きながら検討したい。

## 5 次回の意見交換のテーマについて

「裁判員制度について」に決定

6 次回開催日

平成17年5月31日（火）に決定

7 本日の議事概要について

委員会終了後、報道機関に公表するとともに、裁判所のホームページにも掲載し公開する。

(脚注)

1 特定調停とは

特定調停とは、このままで返済を続けていくことが難しい人が、債権者と返済方法などについて話し合っ、生活の建て直しを図るための手続である。たとえば、毎月の返済額を減らしたい、返済期限を延ばしたい、分割払いに変更したい、といった内容が考えられる。しかし、こういった内容について合意が得られなければ次に考えられる手続としては、注2の自己破産手続ということになる。

2 自己破産とは

自己破産とは、クレジットカードで買い物をしすぎたり、サラ金業者からの借金がかさむなどして、自分の全財産を充てても、すべての債務を弁済できなくなった場合に、裁判所の手続で、債務者の財産を強制的に金銭に換えて債権者全員に公平に分配する制度である。

3 日本司法支援センターとは

平成16年に成立した総合法律支援法に基づき、平成18年度の設立が予定されているもので、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるようにするのが目的。紛争を抱えた国民がどこへ行けばその紛争を解決できるのかといった情報提供の充実強化、民事事件の法律扶助、国選弁護人の選任態勢の確保、過疎地に弁護士を配置するなどの過疎地対策、犯罪被害者の支援等を事業内容

とする。